

## 東海岸南自動車駐車場ご利用約款

公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター（以下「当センター」と表記します）が指定管理する東海岸南自動車駐車場（以下「当該駐車場」と表記します）は、次の規定に従ってご利用いただけます。

### 1 駐車スペースの提供

当該駐車場は、短時間駐車するためのスペースを所定の駐車料金をあらかじめお支払いいただき提供するもので、車両をお預かりするものではありません。

### 2 免責

当センターは、当該駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、一切責任を負いません。

当センターは、当該駐車場の利用者が、当該駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他当該駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

### 3 利用方法

一時利用

### 4 入出場時間及び利用料金

当該駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間及び利用料金は、次のとおりです。

この時間以外の入場及び出場はできません。

月	利用時間		料金	
1月～6月 9月～12月	全日	午前8時30分から午後5時まで	1回につき	520円
7月～8月	平日	午前7時から午後6時まで	1回につき	1,040円
			午後2時以降に入場したとき 1回につき	520円
7月～8月	休日	午前7時から午後6時まで	1回につき	1,570円
			午後2時以降に入場したとき 1回につき	730円

### 5 駐車することができる車両

- (1) 普通自動車
- (2) 準中型自動車（車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満）

### 6 駐車することができない車両

- (1) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道を走行することが禁じられている車両

- (2) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、目視による読取りが困難な車両
- (3) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両
- (4) 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両
- (5) 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両
- (6) 大型特殊、建設用特殊等の特殊な車両等で駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両
- (7) 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭もしくは液状漏出の原因となる物を積載した車両

## 7 利用者の遵守事項

- (1) 他の車両の駐車を妨げないこと
- (2) 指定された場所以外の場所に駐車しないこと
- (3) 利用時間終了までに必ず出場すること
- (4) 駐車場の施設及び付属設備並びに駐車中の車両を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと
- (5) 喫煙しないこと
- (6) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと
- (7) 怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (8) 場内で営業行為、宣伝、募金、署名等の行為を行わないこと
- (9) その他、関係職員の指示に従うこと

## 8 駐車料金の支払い

当該駐車場に駐車する場合は、入場の際、所定の駐車料金を現金又は回数駐車券により、支払うこととする。回数駐車券については当該駐車場で販売しております。

## 9 利用者の賠償責任

当該駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。